

インフルエンザの感染から体を守ろう

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することにより起こる病気です。症状は、普通の風邪に比べて高い熱が出たり関節痛や筋肉痛が出たりします。特に小さな子どもや高齢者は、気管支炎や肺炎などの合併症を起こし重症化することもあります。

※下記の対象者は、1,500円で予防接種を受けることができます。
流行前に予防接種を受けてインフルエンザを予防しましょう。

対象者

飯塚市に住民票のある人で、次の①または②に該当する人

- ① 接種日現在65歳以上の人
- ② 接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な人(身体障がい者手帳1級程度)

接種期間

10月1日(金)～12月30日(木)

接種の場所

飯塚医師会実施医療機関・県内広域予防接種実施医療機関(要予約)
※実施医療機関については、かかりつけの医療機関に確認するか、
健幸保健課にお問合せください。

接種回数

1回のみ(接種期間内において)

接種料金(自己負担金)

1,500円(医療機関の窓口でお支払いください。)

持っていくもの

住所・年齢が確認できるもの(健康保険証・運転免許証など)



接種料金の免除について

対象者のうち下記の方は、接種料金(個人負担金)が免除(無料)になりますので必要書類を医療機関の受付に提示してください。提示せずに、接種した場合の接種料金(自己負担金)については、市は払い戻しを行いません。

接種料金免除の対象者	接種料金免除のために必要な書類
生活保護世帯	医療カード
市民税非課税世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	非課税世帯証明書 (令和3年1月1日現在の住所地で発行のもの)

非課税世帯証明書の発行について

本庁市民課 または 各支所市民窓口課 で発行します。(無料)

●非課税世帯証明書発行に必要なもの

- (1) 本人または同居の親族が申請する場合
窓口に来る人の本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)
- (2) 上記以外の方が申請する場合
窓口に来る人の本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)・本人からの委任状

※対象者の②に該当する人で「身体障がい者手帳1級」をお持ちの方はご持参ください。

新型コロナ予防接種を受けるには、原則として前後13日以上の間隔を置く必要があります。
また、新型コロナウイルス予防接種と同時に受けることはできません。